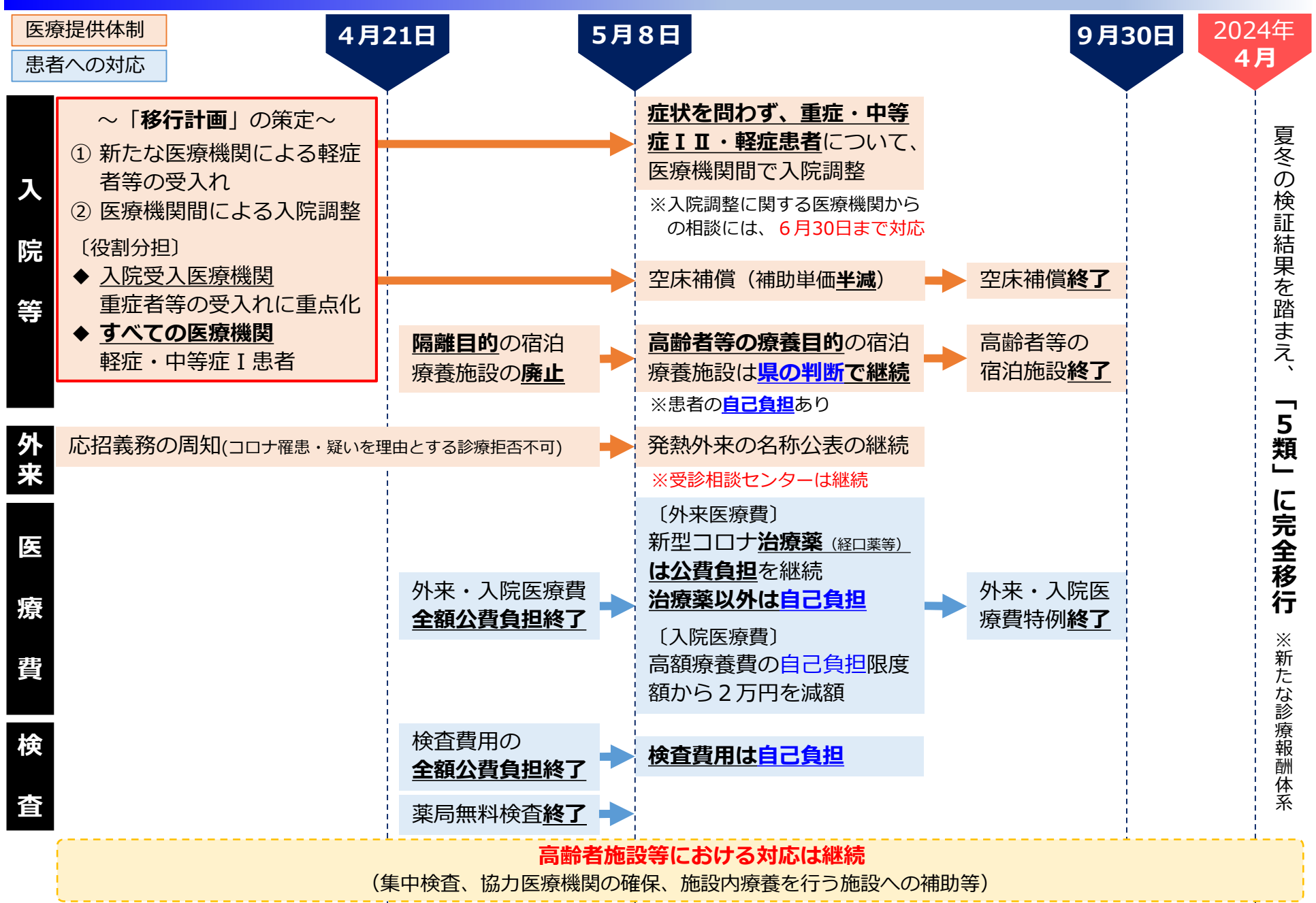


# 【本県のスケジュール】新型コロナの「5類移行後」の対応



夏冬の検証結果を踏まえ、「5類」に完全移行 ※新たな診療報酬体系

# 新型コロナの「5類移行後」の対応

項目		5月7日まで	5月8日から
外来 (発熱患者等への対応)	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発熱等の症状を有する患者には、県内829箇所の「診療・検査医療機関」（いわゆる発熱外来）が中心となって診療に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 従来の「診療・検査医療機関」に限らず、<b>広く一般的な医療機関で対応</b>※ ※診療困難な場合には、診療可能な医療機関への受診を案内</li> </ul>
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナに関する費用（検査、調剤など）は、自己負担なし</li> <li>● 初診料や医学管理料等は、自己負担あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>新型コロナ治療薬</b>（ラゲブリオ、ゾコーバなど）の<b>薬剤費のみ、自己負担なし</b></li> <li>□ 初診料や検査費用の他、<b>一般的な解熱剤や鎮痛剤に関する費用は、自己負担あり</b></li> </ul>
入院	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師が入院必要と判断した患者は、県内59箇所の「入院受入医療機関」（1,000床確保）に入院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重症・中等症Ⅱ（酸素投与必要）の患者は、「入院受入医療機関」（最大350床）に入院</li> <li>■ 軽症・中等症Ⅰで入院を要する患者は、すべての医療機関に入院</li> </ul>
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院勧告・措置による入院期間中の医療に要する費用は、自己負担なし</li> <li>● 新型コロナ以外に係る費用や入院時諸費用等（食事代、差額ベッド代）は自己負担あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>医療費や食事代の自己負担あり</b></li> <li>□ 高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額した額が自己負担の上限</li> </ul>
宿泊療養	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無症状や軽症で、医師が入院不要と判断した患者は、県内の宿泊療養施設に入所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>高齢者や妊婦の方の療養を目的とした宿泊療養施設を継続</b></li> </ul>
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宿泊療養中に受けた新型コロナに係る医療に関する費用は、自己負担なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>食費等の実費相当額の自己負担あり</b></li> <li>□ 宿泊療養中に受けた新型コロナに関する医療に関する費用は、外来での対応と同様</li> </ul>

# 【項目別】新型コロナの「5類移行後」の対応

項目		5月7日まで	5月8日から
自宅療養	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 24時間体制で体調不良等の相談対応</li> <li>● 75歳以上の方等にパルスオキシメーターを貸出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>電話相談センターを継続し、#7119や#8000も活用</b>しながら、体調不良時の不安や疑問、受診する医療機関に迷う場合の相談等に対応</li> </ul>
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅療養中に受けた新型コロナに係る医療に関する費用は、自己負担なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅療養中に受けた新型コロナに関する医療に関する費用は、外来での対応と同様</li> </ul>
ワクチン接種	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象となる方は、医療機関などで接種（予防接種法における特例臨時接種）</li> </ul>	
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自己負担なし（2024年3月31日まで）</li> </ul>	
薬局等での無料検査		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染不安を感じる場合（発熱等の症状がある方を除く）※</li> <li>※検査結果は「全国旅行支援」に活用可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>終了</b>（医療用検査キットの薬局での販売は継続）</li> </ul>
濃厚接触者の行動制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、患者と接触があった日の翌日から5日間は外出を自粛し、自身で健康観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外出自粛は不要</li> </ul>
感染状況の把握、公表		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関等からの届出による全数把握</li> <li>● 年代別の陽性者数を毎日ホームページで公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 季節性インフルエンザと同様、県内約120箇所、<b>週1回の定点把握</b></li> <li>■ <b>定点当たりの患者数を、週1回ホームページで公表</b></li> </ul>

# 【本県の対応案】新型コロナの「5類移行後」の入院調整

\* 病床確保料は9/30まで存続予定

\* 7/1～の開始時期は、状況に応じて調整

現在

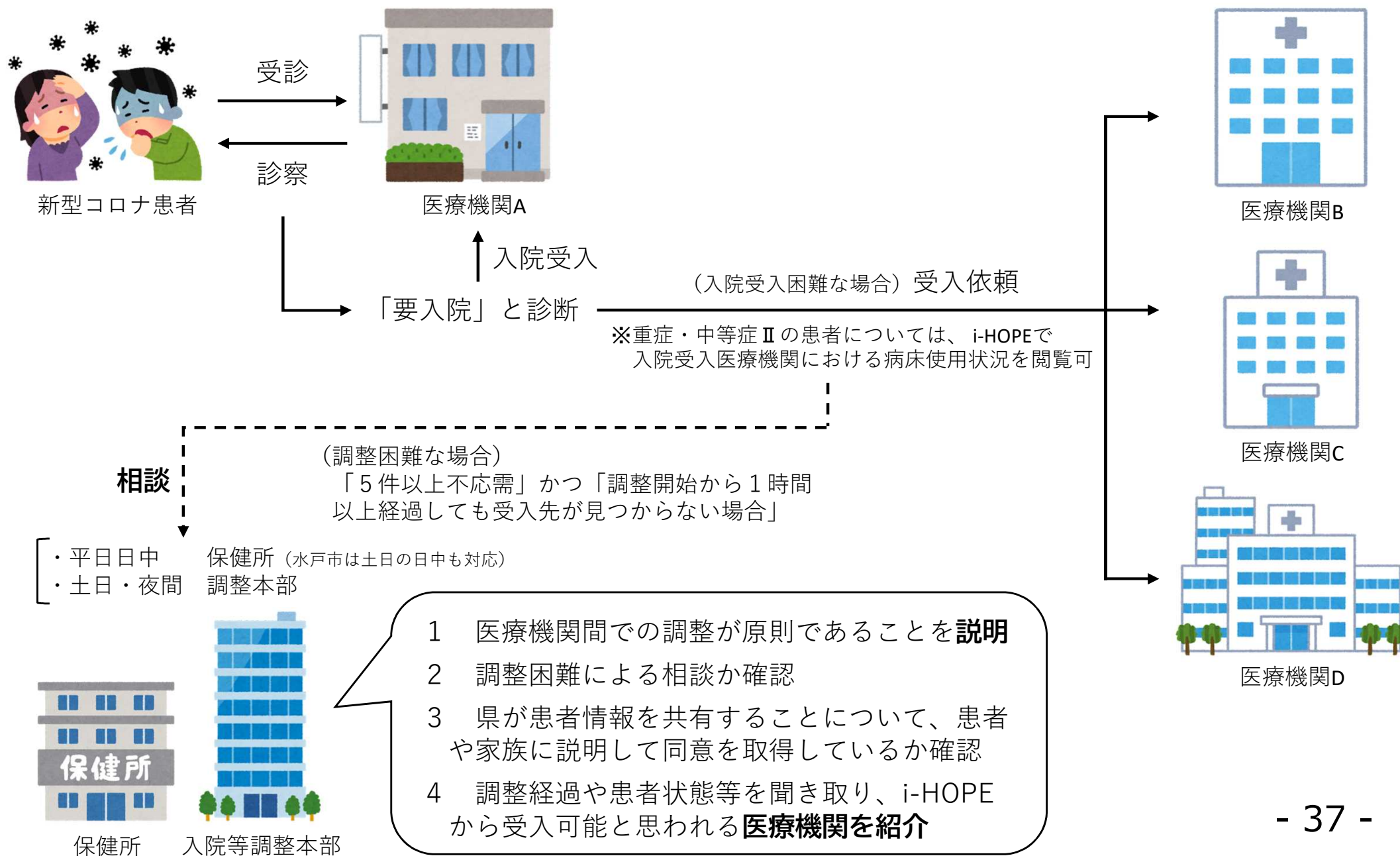
5/8以降

7/1以降

重症度		重症・中等症Ⅱ	中等症Ⅰ・軽症	すべて
医療機関の役割	原則、保健所又は入院等調整本部の依頼を受けて、重点医療機関等のコロナ患者受入医療機関で入院受入対応	<p>①病院・有床診療所  <b>原則、すべての患者をすべての医療機関が入院受入対応</b>                      → 受入困難な場合（入院後、患者の症状悪化により当該医療機関で対応困難となった場合を含む。）、当該医療機関が他の医療機関（窓口は地域医療連携室など）へ受入依頼</p> <p>②無床診療所                      当該医療機関が他の医療機関（窓口は地域医療連携室など）へ入院受入を依頼</p>		
県の役割	保健所又は入院等調整本部が、各医療機関と入院調整	<p>医療機関間での入院受入調整が困難な場合</p> <p>（* 上記①の医療機関には、i-HOPEにより、重症・中等症Ⅱの病床使用状況を閲覧できるようにする。                      * i-HOPEは、県において6月30日まで運営。その後の対応は今後検討する。）</p> <p>● 平日日中（8:30～17:15） <b>保健所が相談対応</b>                      ● 土日・夜間（上記以外） <b>調整本部が相談対応</b></p>		

# 新型コロナ 5 類移行後の入院調整に係る相談対応について

(R5.4.25 入院等調整本部事務局)

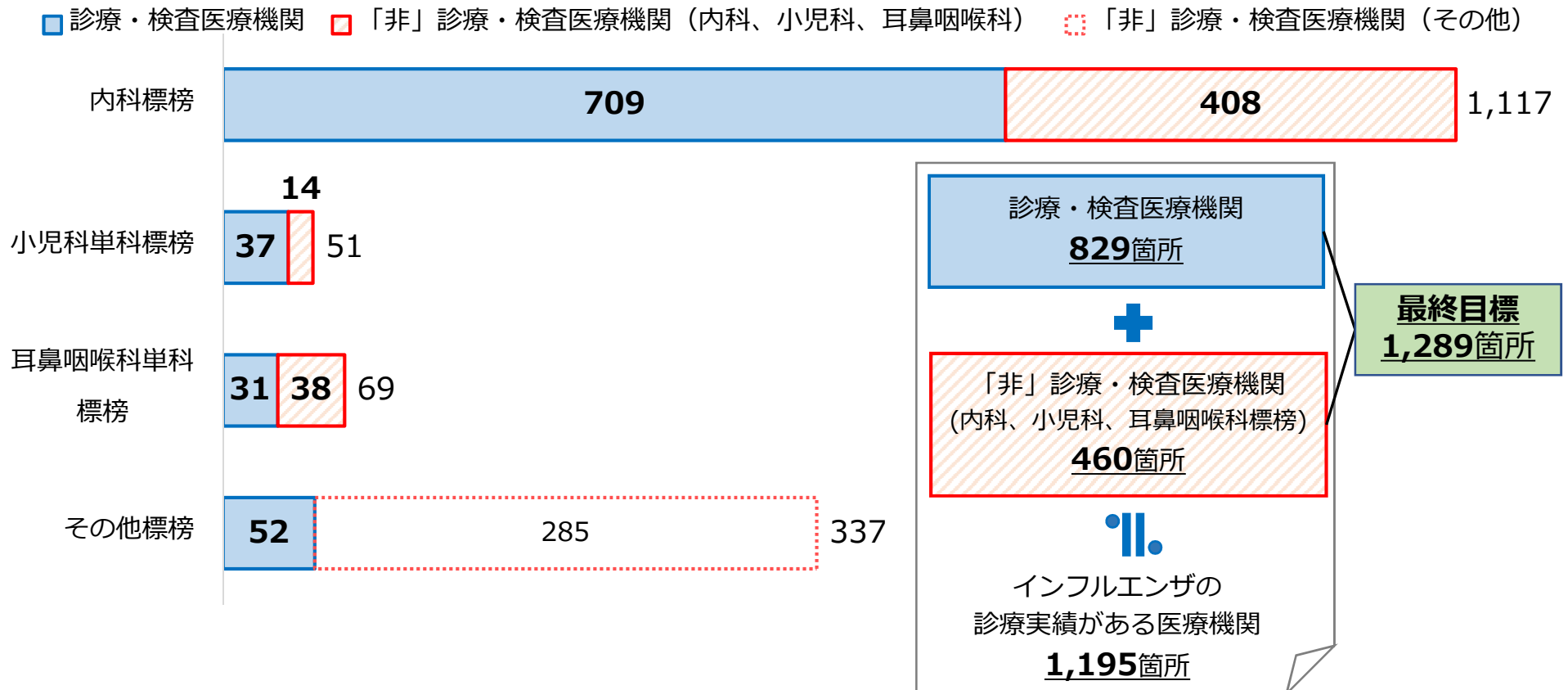


# 発熱患者等に対応する外来医療機関の拡充

- 診療・検査医療機関は、県内829箇所（2023年3月14日時点）。
- 新型コロナウイルス感染症対策本部決定（2023年3月10日）において、「広く一般的な医療機関（全国で最大約6.4万）での対応を目指し、医療機関数の維持・拡大を促す」とされた。
- 今後、「内科、小児科、耳鼻咽喉科」を標榜する医療機関460箇所の参入促進に取り組む。

【最終目標：**1,289**箇所】

※なお、インフルエンザの診療実績がある医療機関は、県内1,195箇所（過去5年間実績）。



# 新型コロナウイルス感染症の検査が陽性になった方へ

(2023.5.8以降 宿泊・自宅療養される方向け)

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが、「5類感染症」に変更されました。

位置付けの変更に伴い、これまでは法律にて制限のあった陽性者の待機期間などについても、緩和されることとなります。

詳しくは右のQRコード(県HP)よりご確認ください。



5類への移行について/県HP

## 体調悪化時の相談先

・ 体調が悪化したときは、以下にご相談ください。

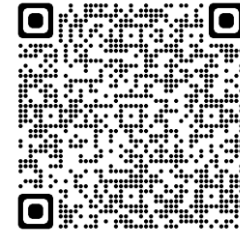
1. 体調がすぐれないときや心配な症状があるとき

① 診断を受けた医療機関

② 県庁電話相談センター(029-301-3200)【7:30~21:00】

2. 体調急変時に救急車を呼ぶか迷ったとき

#7119(おとな救急電話相談)、#8000(子ども救急電話相談)



陽性の方へのご案内/県HP



自宅療養中の方向けの情報/県HP



#7119、#8000/県HP

## 療養期間の目安

法律上の制限はありませんが、療養期間の参考にしてください。 ※1

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
例 5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7
発症日	療養期間 5日間 ※1、2					療養終了

※1 未就学児も含む児童・生徒は、学校保健安全法により、発症後5日を経過し、かつ、解熱後1日を経過するまでが出席停止となります。【P】

※2 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。

## 注意事項

- ・ 療養期間中は外出しないよう心がけましょう。
- ・ 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。
- ・ 体調が悪化した時は速やかに受診した医療機関にご相談ください

## 療養後について

- ・ 療養後も体調がすぐれない方は、かかりつけ医または診断を受けた医療機関にご相談ください。
- ・ また、お住まいの市町村を管轄する保健所においても対応できる場合がございますので、ご相談ください。



罹患後症状(いわゆる後遺症)について/県HP

## 【高齢者・妊婦向け】宿泊施設での療養

- ・ 県では、高齢者及び妊婦のための宿泊療養施設を設置しております。
- ・ 療養を希望する方は、原則右のQRコード(県HP)からお申し込みください。なお、QRコードからお申し込みが出来ない場合は、専用窓口(050-3317-7015、9:30~18:30)へお電話ください。
- ・ 宿泊料は無料ですが、食事代は自己負担が発生しますので予めご了承ください。  
※高齢者及び妊婦以外はお申込できません。



宿泊施設での療養について/県HP